

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第1（第2条関係） [略] 6 [略]  <u>6の2</u> [略] <u>6の3</u> [略] [略]	別表第1（第2条関係） [略] 6 [略] <u>6の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）</u> <u>(1) 法第52条第1項の自立支援医療費の支給認定（政令第29条第1項の基準及び政令第35条の負担上限月額に係るものに限る。）</u> <u>(2) 法第56条第2項の自立支援医療費の支給認定の変更の認定（政令第29条第1項の基準及び政令第35条の負担上限月額に係るものに限る。）</u> <u>6の3</u> [略] <u>6の4</u> [略] [略]
	別表第2（第3条関係） [略] 2の15 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項に [略]	別表第2（第3条関係） [略] 2の15 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項に [略]

において「法」という。)に基づく次に掲げる事務

(1)～(8) [略]

(9) 法第16条ただし書の医師の宿直の免除の許可

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

[略]

3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定

市町村（岩手町、紫波町、矢巾町、住田町、山田町、岩泉町、田野

において「法」という。)に基づく次に掲げる事務

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

[略]

3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定

市町村（岩手町、矢巾町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村及び

畑村及び一戸町を除く。)

[略]

30 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務

[略]

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) 法第7条第1項の汚染の除去等の措置の指示

(15) 法第7条第4項の指示措置等の命令

(16) 法第7条第5項の指示措置及び公告

一戸町を除く。)

[略]

30 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務

[略]

(1)～(6) [略]

(7) 法第3条第7項の土地の形質の変更の届出の受理

(8) 法第3条第8項の汚染状況の調査等の命令

(9) [略]

(10) 法第4条第2項の汚染状況の調査結果の受理

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 法第7条第1項の汚染除去等計画の提出の指示

(18) 法第7条第2項の汚染除去等計画の提出の命令

(19) 法第7条第3項の変更後の汚染除去等計画の受理

(20) 法第7条第4項の汚染除去等計画の変更の命令

(21) 法第7条第5項の期間の短縮及び通知

(17) [略]	
(18) [略]	
(19) 法第12条第1項から第3項までの土地の形質の変更の届出の受理	
(20) 法第12条第4項の土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令	
(21) [略]	
(22) [略]	
(23) [略]	
(24) [略]	
(25) [略]	
(26) [略]	
(27) [略]	
(28) [略]	
(29) 法第20条第6項の汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出の受理	
(30) [略]	
(31) [略]	
(32) [略]	
[略]	
34の5 [略]	[略]
35 [略]	[略]

(22) 法第7条第8項の実施措置の命令	
(23) 法第7条第9項の実施措置の報告の受理	
(24) 法第7条第10項の措置及び公告	
(25) [略]	
(26) [略]	
(27) 法第12条第1項から第4項までの土地の形質の変更の届出の受理	
(28) 法第12条第5項の土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令	
(29) [略]	
(30) [略]	
(31) [略]	
(32) [略]	
(33) [略]	
(34) [略]	
(35) [略]	
(36) [略]	
(37) 法第20条第6項(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の届出の受理	
(38) [略]	
(39) [略]	
(40) [略]	
[略]	
34の5 [略]	[略]
34の6 医療法施行規則第9条の15の2の速やかに診療を行う体制の確保の認定	盛岡市
35 [略]	[略]

	<table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(1) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 省令第81条第3項の充てん設備保安検査証の交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) [略]</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]	(1) [略]		(2) 省令第81条第3項の充てん設備保安検査証の交付		(3) [略]		[略]	<table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(1) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 省令第81条第4項の充てん設備保安検査証の交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) [略]</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]	(1) [略]		(2) 省令第81条第4項の充てん設備保安検査証の交付		(3) [略]		[略]
[略]																						
36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]																					
(1) [略]																						
(2) 省令第81条第3項の充てん設備保安検査証の交付																						
(3) [略]																						
[略]																						
[略]																						
36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]																					
(1) [略]																						
(2) 省令第81条第4項の充てん設備保安検査証の交付																						
(3) [略]																						
[略]																						
2	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>2の17 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</td> <td>平泉町</td> </tr> <tr> <td>(1)～(9) [略]</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	2の17 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	平泉町	(1)～(9) [略]		[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>2の17 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</td> <td>陸前高田市及び平泉町</td> </tr> <tr> <td>(1)～(9) [略]</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	2の17 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	陸前高田市及び平泉町	(1)～(9) [略]		[略]								
[略]																						
2の17 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	平泉町																					
(1)～(9) [略]																						
[略]																						
[略]																						
2の17 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	陸前高田市及び平泉町																					
(1)～(9) [略]																						
[略]																						
備考 改正部分は、下線の部分である。																						

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年7月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第1若しくは別表第2の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令若しくは条例の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、同日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第1若しくは別表第2の左欄に掲げる事務で市町村の長又は教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、同日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。